

令和 6 年度予算編成方針について

内閣府の 7 月の月例経済報告では、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待される一方、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があると指摘している。

また、東京都においては、都税収入は、法人関係税収の占める割合が高く、元来、景気動向に左右されやすい不安定な構造にあり、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、都の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にあると分析している。

区財政においては、課税所得水準の堅調な推移及び納税義務者数の増加等により、特別区税収入の増加が続く一方、ふるさと納税による税流出は拡大傾向にある。また、都区財政調整交付金は景気変動の影響を受けやすく、不合理な税制改正による影響を踏まえると、区財政の先行きは楽観視できない状況にある。

しかしながら、このような状況にあっても、コロナ禍を脱した新たな時代においては、区民一人ひとりが輝く明るい未来に力強く踏み出すため、すべての世代を支える施策を積極的に展開していかなければならない。

次期「文の京」総合戦略の下においては、主要課題の着実な解決に向け、バックキャストによる戦略的な事業展開を図りながら、各施策を推進していく必要がある。とりわけ、デジタルの力を活用し、区民の利便性を高めるとともに、区職員の新しい仕事の進め方への転換による行政サービスの向上を図るため、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を進めていく。

また、「文京区公共施設等総合管理計画」の基本的な方針に基づき、多額の費用を要する公共施設整備等についても、将来の財政負担を考慮しながら計画的に実施していかなければならない。

そのため、限られた経営資源の中で、各部の連携強化を図るとともに、事務事業の選択と集中及び職員の創意と工夫により、これまで以上に効率的・効果的で質の高い区政の運営に取り組み、健全で持続可能な財政運営を図っていく。

こうした視点に立ち、令和 6 年度予算は、下記に定める方針により編成する。

記

1 予算編成における主な取組

(1) 輝く明るい未来に力強く踏み出す施策の展開

新たな時代において、区民一人ひとりが輝く明るい未来に力強く踏み出すため、すべての世代を支える施策を積極的に展開するとともに、区民の利便性と

行政サービスの向上を図るため、DXを推進する予算を編成する。

(2) 課題解決に向けた戦略的な施策の展開

「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決等に邁進するため、現場の視点を重視し、職員の創意と工夫により、効率的・効果的で質の高い行政サービスを提供するための予算を編成する。

(3) 重点施策の実施

次に掲げる重点的に推進すべき優先度の高い施策を重点施策として展開する予算を編成する。

ア 主要課題の解決につながる施策

「文の京」総合戦略に掲げる主要課題（戦略シート）の解決に向け、新たに実施又はレベルアップを図る施策

イ 持続可能な行財政運営を推進する施策

「文の京」総合戦略に掲げる行財政運営の取組に基づき、新たに実施又はレベルアップを図る施策

ウ 個別計画等に掲げる取組の推進につながる施策

分野ごとの政策・施策等の方向性を示している個別計画等に掲げる取組の推進に向け、新たに実施又はレベルアップを図る施策

エ その他重要性の高い施策

上記のほか、区として重点的に推進する必要があると認められる施策

(4) 枠配分方式による予算編成の実施

コロナ禍においては、感染症対策と社会経済活動の両立を優先する必要があったため、枠配分方式による予算編成を休止してきたが、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行されたことに伴い、別紙に掲げる枠配分方式による予算編成を再開する。各部は、部内での議論を深め、限られた経営資源の下、主体性と自律性を発揮して予算編成に取り組むこととする。

(5) その他

ア 多額の費用を要する公共施設整備等においては、財政調整基金等の各基金を適切に管理するとともに、起債による財源確保を計画的に行うこととする。

イ 区民要望や区議会の動向を的確に把握し、各部において十分検討した上で、納税者の視点を大切にした予算を編成する。

2 予算編成における見積等

(1) 経費の見積り

ア 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性を見極め、既存

事業の抜本の見直しや類似事業との統合を行うなど徹底したスクラップ・アンド・ビルドを前提として経費を見積もること。なお、新規事業の予算化に当たっては、原則として、終期を設定し、後年度の負担を明らかにした上で見積もること。

イ 既存事業については、事業の効果や優先順位等に留意し、部を越えた統合等も視野に入れ、より効果の高い手法への見直しを図ること。また、効果やニーズが希薄となっている事業は、各部において、縮小や廃止を積極的に進めること。なお、経費の見積りに当たっては、厳しく実績を踏まえ、決算状況を徹底的に分析し、原則として、過去3か年実績の上限を超える経費の見積りはしないこと。

ウ 各種補助金等（補助金に準ずる負担金及び交付金等を含む。以下「補助金等」という。）については、「文京区補助金に関するガイドライン」に基づき、基本方針に照らした十分な検証を行うとともに、「補助金等チェックシート」による3年間の実績検証を踏まえた上で、目標の達成状況や効果測定により、整理又は縮小して見積もること。また、補助金等の創設に当たっても、「補助金等チェックシート」を作成し、基本方針に照らした十分な検討を行った上で、事業構築を行い見積もること。

(2) 内部努力の徹底及び業務の見直し

ア 事務事業の実施に当たっては、組織、人事及び予算執行などあらゆる観点で更に徹底した内部努力を尽くすこと。特に、コロナ禍において拡充を図ってきた事業等については、直近の経済情勢などを鑑み、必要性を検証した上で、適切に見直すこと。

イ 人件費については、あらかじめ必要となる事務量等を正確に積算した上で、引き続き抑制に努めること。

ウ 「文京区職員DX推進行動指針」を踏まえ、区民の利便性と行政サービスの向上を図るため、積極的なデジタル化により、新しい仕事の進め方に取り組むこと。特に、内部事務についてはデジタル技術を活用し、ペーパーレスの推進に取り組むこと。

エ 情報システムについては、費用対効果を十分検証し、効率的なシステム運用を行うこと。なお、経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築についても、職員配置の見直し及び後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

オ 公共施設等については、「文京区公共施設等総合管理計画」における基本的な方針に基づき管理等を行うこと。各部においては、年度ごとの整備計画を定めるとともに、日頃から施設の老朽度や利用状況を的確に把握し、財政負

担の平準化等の視点も考慮しながら、計画的に改修・改築を行い、予防保全と長寿命化に取り組むこと。なお、維持管理経費については、使用料等の受益者負担の積算基礎となるため、経費の見直し及び管理運営の一元化や多様な主体の活用による施設運営を進める等により、更なる縮減に努めること。

カ 建設コストについては、計画・建設から維持管理までの各段階において、品質確保を踏まえながら、民間活力等を積極的に導入し、縮減に鋭意努めること。その際、将来の維持管理経費の縮減策を盛り込むこと。土木工事については、各部において年度ごとの整備計画を定め、一層のコスト縮減に努めること。工事費の高騰など、社会経済状況の変化や工事内容の把握に努め、単価等積算根拠を十分精査した上で、必要な経費を適切に見積もること。

(3) 歳入の確保

ア 特別区税については、高い徴収率を維持しているが、引き続き徴収率の維持・向上を図ることにより、税収の確保に努めること。特に、滞納に対しては現年度分への早期対応、過年度からの繰越分については可能な限り滞納整理手法による徴税努力を尽くすこと。

イ 国庫支出金及び都支出金については、国や都の予算編成状況に細心の注意を払い、積極的に確保すること。

ウ 使用料及び手数料等を改定する場合は、受益者負担の適正化に向けた使用料及び手数料等の改定方針（平成28年度改定）に基づき見積もること。

エ 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、歳入の確保に努めること。

オ 貸付金等に係る償還金などの債権は、法令及び条例等の規定に基づき適切かつ効率的な債権の徴収等を行い、債権管理の一層の適正化を図ること。

カ その他の歳入についても、財源を的確に把握し、収入確保に努めること。

3 組織及び職員定数の方針

「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の着実な解決及び多様化する区民ニーズや国等の制度改正に迅速かつ的確に対応していくため、組織内における人員配置を含め、組織的な働き方の見直しや事務事業の徹底した見直し、DXの推進等を行い、組織及び人員の適正化に努めること。

上記取組によってもなお対応が困難で、人員体制の強化が必要であると判断された場合は、その事務量や運営方法等を十分精査した上で、必要な組織や人員配置等について、適宜・適切に協議すること。

組織及び職員定数の適正化については、上記のほか「文の京」総合戦略における行財政運営に関する事項に基づき取り組むこと。

区 分		予算編成方法及び経費の内容
枠配分対象経費	主体的経費	各部に配分される一般財源と自らが積算する特定財源により、主体的及び自律的に予算編成を行う。 枠配分対象外経費(義務的経費・政策的経費)以外の経費
	義務的経費	各部に一般財源を配分せずに予算編成を行う。 ① 職員給与費及び企画政策部財政課(以下「財政課」という。)が指定する職員給与費に準じるもの ② 法令や条例に基づく扶助費 ③ 特別会計繰出金(財政課が指定するもの) ④ 分担金・負担金(財政課が指定するもの) ⑤ 公債費
枠配分対象外経費	政策的経費	各部に一般財源を配分せずに予算編成を行う。 ① 重点施策の個別事業として認められた新規事業及びレベルアップ事業のレベルアップ分に係る経費 ② 事業規模等が安定していない事業費(財政課が指定するもの) ③ 施設改修工事費等及び工事に伴う関係経費(財政課が指定するもの) ④ 電算システム開発及び企画政策部情報政策課所管の電算システムの維持管理費 ⑤ 用地等の取得・処分に係る経費及び区立施設に係る借地料等 ⑥ 備品購入費(一件 100 万円以上の物品及び車両) ⑦ 債務負担行為等に係る事業費(財政課が指定するもの) ⑧ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に基づく指定管理料 ⑨ 会計管理室、監査事務局、選挙管理委員会事務局及び区議会事務局に係る経費 ⑩ 積立金 ⑪ 予備費 ⑫ 繰入金等、主に財政課が所管する財源に係るもの(財源対策) ⑬ 臨時的・緊急避難的な措置を必要とする事業費(財政課が指定するもの)